

議案第 36 号

山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）の規定により、山之村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

山之村辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため

総合整備計画書  
(第 次変更)

岐阜県飛騨市 山之村辺地  
(辺地の人口153人、面積 111.2km<sup>2</sup>)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

飛騨市神岡町 伊西、森茂、岩井谷、下之本、瀬戸、和佐府、打保

(2) 辺地の中心位置

飛騨市神岡町森茂字二反田1405番1

(3) 辺地度点数

176点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該辺地は、飛騨市神岡町の北東部に位置する山間地で、市の中心から約40kmの距離にあります。

地域内を走る一般県道打保神岡停車場線は、飛騨市神岡町の中央部へ向かうための主要道路であり、県道沿いに集落が形成されています。

気象条件は日本海側気候に属し、特別豪雪地帯となっています。

(2) 施設整備を図ることが特に必要な事情

1 道路

当該地区は公共交通機関の整備が不十分なことから自動車は重要な交通手段となっていますが、老朽化等により道路の安全性が低下しているため、住民の安全確保に支障をきたす恐れがあることから、道路を整備する必要があります。

2 林道

地域の林業を守り林地の荒廃を防ぐために、必要な林道の整備を行う必要があります。

3 診療施設

辺地であることから、診療所を開設しておりますが、古い施設のため耐震化工事を行う必要があります。

また、電子カルテや診療に必要な機器を整備する必要があります。

4 消防施設

消防団用の可搬ポンプ等の施設の整備は完了しておりますが、順次更新する必要があります。

5 除雪機械

除雪機械の整備は完了しておりますが、特別豪雪地帯でもあることから稼働時間が長くなり、更新する必要があります。

6 下水処理施設

住居が点在することにより下水道施設が整備できないため、健康的な生活をおくるために、市が合併浄化槽の設置者に補助する必要があります。

3 公共施設の整備計画

平成30年度から平成34年度までの5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
道路	飛騨市		24,000	14,520	9,480	9,400
林道	飛騨市		52,000	31,200	20,800	20,800
診療施設	飛騨市		100,000		100,000	100,000
消防施設	飛騨市		7,650		7,650	7,600
除雪機械	飛騨市		42,000	28,000	14,000	14,000
下水処理施設	飛騨市		2,205	1,470	735	500
合計			227,855	75,190	152,665	152,300

注 ( ) は全体事業費

当初計画策定 平成 年 月 日  
 第1次変更計画策定 平成 年 月 日  
 第2次変更計画策定 平成 年 月 日